16.07.21

- 1 「安全・安心パトロールカー」の地域貸出事業等について
 - (1) 考え方 区内のパトロール体制強化のため、区が導入した「安全・安心パトロールカー」について、地域住民団体の自主的なパトロール活動を支援するため、当該地域団体に対し貸出する事業を試験的に実施している。
 - (2) 事業の概要

貸出の対象 町会自治会・商店会・PTAの行う地域パトロール活動

貸出方法 パトロールカーとパトロールカーの運転業務を行う委託警備員 1 名と併せて貸出を行う。

貸出のきまり・1団体につき月1回

・1回の貸出の台数は1台

・1回の貸出時間は7時間以内

(3)申込方法 貸出希望日の10日前までに、安全・安心担当課まで申込を行う。

(4)周知方法 「ねりま区報」5月21日号に事業実施について掲載するとともに、町会自治会・PTA対象のアンケート調査に当該事業のパンフレットを同封

(5)アナウンス用テープの搭載

パトロールカーに標準装備されている放送設備を使用して、地域団体の方がパトロール放送をおこなうにあたって、標準的なパトロール放送を録音したカセットテープを作成し、パトロールカーに搭載する。

(6)貸出実績

貸出件数 6月 7件 7月(13日現在) 12件

意見要望等・一団体につき月2回以上貸し出してもらいたい。

・運転業務は団体でも対応可能だと思う。

・軽自動車なので4名乗車すると狭い。

・委託警備員のみでパトロールしてくれるとありがたい。

・パトロールの放送は学校の放送部にお願いできると面白い など

(7) その他

「安全・安心パトロールカー」のパトロール機能を充実させるため、防災無線機・消火器をパトロールカーに搭載する。

- 2 庁有車・庁有バイク・庁有自転車へのステッカー貼付について
 - (1)考え方 区職員が通常業務で庁有車等を利用して区内を巡回する際のパトロール機能を強調するため、庁有車・庁有バイク・庁有自転車に下記に掲げるステッカーを貼付する。
 - (2)ステッカーの仕様 蛍光黄色地に「安全・安心パトロール 練馬区」の文字

清掃車など清掃作業中に実質的にパトロールが困難な車両については「安全・安心まちづくり 練馬区」の文字

(3) 貼付場所 庁有車 前部ボンネット・左右ドア部分の3ケ所

清掃車 車体右側面(車道側)の1ケ所

庁有バイク・庁有自転車 前部かご部分の1ケ所

庁有バイク 22台 庁有自転車 615台

- 3 区内のパトロール体制の充実に向けた今後の検討事項
 - ・ 「安全・安心パトロールカー」地域貸出事業における貸出対象・貸出方法・ルール等の精査
 - ・ すでに実施している「安全・安心パトロールカー」を使用した夜間委託パトロール時間帯の拡大
 - · 「安全・安心パトロールカー」への青色灯の設置
 - ・ 郵便局・宅配便など業務で区内をまわる団体等と協定を結ぶことによる、当該 車両への「安全・安心パトロール」ステッカーの貼付
 - ・ その他